

特定医療費受給者証で利用料金等の減免が受けられます

○身体・知的・精神障害の手帳所持者に対する障害者減免を実施している下記の愛知県の施設で、指定難病の特定医療費受給者証を提示することにより利用料金等の減免が受けられます。

○詳細につきましては、各施設へお問合せください。

記

	問合せ先
・愛知県国際展示場：駐車場	TEL 0569-38-2361
(2021年12月から)	
・愛知県児童総合センター：入場料	TEL 0561-63-1110
(2022年4月から)	
・愛知県美術館：観覧料（一部）	TEL 052-971-5511
・愛知県陶磁美術館：観覧料（一部）	TEL 0561-84-7474
・あいち朝日遺跡ミュージアム：観覧料	TEL 052-409-1467
・愛知県図書館：駐車場	TEL 052-212-2323
・愛知県森林公園：運動施設・レク施設の利用料金（一部）	TEL 0561-53-1552
・あいち航空ミュージアム：入館料	TEL 0568-39-0283
・熱田神宮公園：運動施設の利用料金	TEL 052-681-5204
・小幡緑地：運動施設の利用料金	TEL 052-791-9492
・大高緑地：運動施設・レク施設の利用料金	TEL 052-622-2281
・新城総合公園：運動施設の利用料金	TEL 0536-25-1144
・木曽川祖父江緑地：運動施設の利用料金	TEL 0587-97-4255
・尾張広域緑道：運動施設・レク施設の利用料金	TEL 0568-78-1110
・あいち健康の森公園：運動施設・会議室の利用料金	TEL 0562-47-9222
・愛・地球博記念公園：運動施設・レク施設・駐車場等の利用料金	TEL 0561-64-1130
・愛知県武道館：運動施設の利用料金（一部）	TEL 052-654-8541
・愛知県一宮総合運動場：運動施設の利用料金（一部）	TEL 0586-77-0500
・愛知県口義義運動公園：運動施設の利用料金（一部）	TEL 0561-73-8959
・愛知県総合射撃場：射撃施設の利用料金（一部）	TEL 0565-90-3971

○なお、一覧に記載はありませんが、愛知県国際展示場の駐車場は、開業直後から難病患者を含めた障害者減免を実施しています。

愛難連が 2019 年 11 月に愛知県知事あてに要望を提出し、木藤俊郎愛知県議会議員が県議会福祉医療委員会で質問いただいたことが要望実現につながりました。

愛難連事務局

【愛難連の要望内容】 2019 年 11 月 9 日付に愛知県知事あてに要望書提出したものです。

難病患者の社会参加促進の立場に立ち、他の障害と同等のサービスを受けられるようにしてください

愛知県では受給者証は「医療給付を目的として発行」とされ、他の福祉サービス利用では使えません。

名古屋市では、市営駐車場・施設など利用の際に、受給者証が障害者手帳と同等に扱われています。(障害者福祉サービス・名古屋市の事例)

身体障害、知的障害、精神障害にはそれぞれ「手帳」があり、難病にはありません。

難病患者の社会参加促進の立場に立ち、他の障害と同等のサービスを受けられるよう、難病手帳創設も視野に入れた取り組みをお願いします。

【当時の県回答の抜粋】

障害者手帳が一定程度以上の障害に該当している方に対して交付されている状況を踏まえれば、医療給付を目的とする特定医療費受給者証をもって、直ちに障害者手帳所持者と同様の扱いとすることは、慎重な検討を要し、国や他県などの状況を注視してまいりたいと考えております。

【愛知県議会福祉医療委員会での木藤議員質問要旨】

障害者総合支援法の対象となる難病に係る患者は、障害支援区分の認定や支給決定などの手続の後、必要に応じて福祉サービスを受けることができ、現在、対象疾病は 361 疾病となっている。

以前から、本県では障害を持つ人に、県内の主な公の施設において料金減免を実施している。例えば、愛知県図書館の駐車場使用料、愛知県美術館の観覧料、都市公園の各種使用料などが挙げられる。しかし、これらの減免制度は障害者総合支援法の施行後に加わった難病の人への適用はされていない。

障害者総合支援法における障害者の範囲に難病患者が追加されたことを考えれば、県立の公共施設の利用料の減免対象を難病患者にも拡大すべきだと考える。